

茨城県報

第 7 4 9 6 号

昭和61年10月27日

月 曜 日

目 次

告 示

	ページ
●国民健康保険医等の新規登録 (医療福祉課)	1
●換地計画の審査 (農地管理課)	2
●土地改良法に基づく更正換地処分 (")	2
●土地改良事業計画変更の認可 (")	2
●定款変更を伴う新規土地改良事業の審査 (")	3
●新規土地改良事業の審査 (3件) (")	3
●都市計画事業の認可 (都市施設課)	4
●収納代理金融機関に係る告示の一部改正 (出納第一課)	4

公 告

●料理飲食等消費税公給領収証用紙の無効 (税務課)	5
●貸金業者の行政処分に関する聴聞 (2件) (商業振興課)	5
●土浦港港湾区域内における沈没船の処理 (港湾課)	6
●宅地建物取引業者の事務所の所在地の申出 (建築指導課)	6
●開発行為の工事完了 (")	7
●建築協定の認可 (")	7
●道路位置の指定 (")	8

雑 報

(住宅、都市整備公団つくば開発局)

●測量のための土地の立入り	8
---------------------	---

正 誤

●昭和61年10月23日付け茨城県報第7495号中	9
---------------------------------	---

告 示

茨城県告示第1436号

国民健康保険法 (昭和33年法律第 192 号) 第39条の規定に基づき、次のとおり国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師として登録したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令 (昭和33年政令第363号) 第 9 条の規定により告示する。

昭和61年10月27日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

記 号 番 号	登録年月日	国民健康保険医
茨国医 第5773号	61.10. 7	林 漢 炫
〃 第5774号	〃	楠 瀬 睦 郎
茨国歯 第1798号	61.10.13	門 脇 天
茨国薬 第1436号	61.10. 6	石 原 由 美 子
〃 第1437号	61.10. 9	森 晴 子

茨城県告示第1437号

昭和61年10月3日付けで認可申請のあつた国木平地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和61年10月27日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦 覧 の 期 間 昭和61年11月4日から昭和61年11月27日まで
- 3 縦 覧 の 場 所 里美村役場

茨城県告示第1438号

昭和61年9月9日付け農管指令第333号をもつて認可した小場地区第一換地区の更正換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公示する。

昭和61年10月27日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

茨城県告示第1439号

昭和61年6月20日付けで古河市長小倉利三郎から認可申請のあつた大山教明地区土地改良事業計画の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和61年10月18日認可した。

昭和61年10月27日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

茨城県告示第1440号

霞ヶ浦用水土地改良区から昭和61年4月4日付けで認可申請のあつた霞ヶ浦用水東部地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和61年10月27日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 縦覧に供する書類 霞ヶ浦用水土地改良区定款の写し
霞ヶ浦用水東部地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦 覧 の 期 間 昭和61年10月27日から昭和61年11月17日まで
- 3 縦 覧 の 場 所 岩瀬町役場、新治村役場

茨城県告示第1441号

久慈郡水府村大字中染528番地和田秀寿ほか15名から昭和61年7月28日付けで認可申請のあつた中東地区土地改良事業（共同施行）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和61年10月27日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 縦覧に供する書類 中東地区土地改良事業共同施行規約の写し
中東地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦 覧 の 期 間 昭和61年10月27日から昭和61年11月17日まで
- 3 縦 覧 の 場 所 水府村役場

茨城県告示第1442号

総和町長青木保夫から昭和61年8月9日付けで認可申請のあつた関戸地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和61年10月27日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 縦覧に供する書類 関戸地区土地改良事業計画書の写し
 - 2 縦覧の期間 昭和61年10月27日から昭和61年11月17日まで
 - 3 縦覧の場所 総和町役場
-

茨城県告示第1443号

緒川村長職務代理者緒川村総務課長神永幸次から昭和61年9月2日付けで認可申請のあつた塙地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和61年10月27日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 縦覧に供する書類 塙地区土地改良事業計画書の写し
 - 2 縦覧の期間 昭和61年10月27日から昭和61年11月17日まで
 - 3 縦覧の場所 緒川村役場
-

茨城県告示第1444号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

昭和61年10月27日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 施行者の名称 日立市
 - 2 都市計画事業の種類及び名称
日立都市計画道路事業
3・5・16 中所沢川尻線
 - 3 事業施行間期 昭和61年10月27日から昭和66年3月31日まで
 - 4 事業地
(1) 収用の部分 茨城県日立市折笠町字前柴、字館ノ平、字大近平、字久保内、字八幡平、
字経ノ内、字下新旗、字上新旗及び字七長田地内並びに小木津町字松木下
及び久保前地内
-

茨城県告示第1445号

昭和56年4月1日茨城県告示第486号の3で告示した指定金融機関及び収約代理金融機関の一部を次のように収正する。

昭和61年10月27日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

別表第2第2項の表中「鹿島郡鹿島町宮中2220番地」を「鹿島郡鹿島町宮中1丁目9番30号」に、「鹿島郡鹿島町宮中2238」を「鹿島郡鹿島町宮中1丁目8番21号」に改める。

公 告

●料理飲食等消費税公給領収証用紙の無効

次の料理飲食等消費税公給領収証は、昭和61年10月11日から無効とする。

昭和61年10月27日

茨城県常陸太田県税事務所長 富 山 義 一

様 式	記 号 及 び 番 号	紛失した者の住所氏名
第15号の5	E258209からE258300まで	勝田市東石川1808—12 橋 本 とも子

●貸金業者の行政処分に関する聴聞

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第39条及び貸金業の規制等に関する法律施行規則（昭和58年大蔵省令第40号）第29条第1項の規定に基づき次のとおり聴聞を行う。

昭和61年10月27日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

1 被聴聞者の住所及び氏名

水戸市石川町3丁目4137番地の5

有限会社万年商事 代表取締役 佐 川 通 憲

2 聴聞に係る事由

貸金業の規制等に関する法律第37条第1項の規定に基づく登録取消し処分に関すること。

3 聴 聞 の 期 日 昭和61年11月5日 午後1時30分から

4 聴 聞 の 場 所 水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県庁第二付属庁舎第二会議室

●貸金業者の行政処分に関する聴聞

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第39条及び貸金業の規制等に関する法律施行規則（昭和58年大蔵省令第40号）第29条第1項の規定に基づき次のとおり聴聞を行う。

昭和61年10月27日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

1 被聴聞者の住所及び氏名

古河市東本町1丁目5番32号

株式会社日産企業 代表取締役 斎 藤 廣 行

2 聴聞に係る事由

貸金業の規制等に関する法律第37条第1項の規定に基づく登録取消し処分に関すること。

3 聴聞の期日 昭和61年11月5日 午後3時から

4 聴聞の場所 水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県庁第二付属庁舎第二会議室

●土浦港港湾区域内における沈廃船の処理

土浦港港湾区域内の東船だまりにおいて、港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定による許可を受けずに放置されている次の沈廃船について、当該沈廃船の所有者及び管理者は、昭和61年11月15日までに除去しなければならない。

なお、期限までに除去しないときは、同法第56条の4第2項の規定により港湾管理者の長又はその命じた者若しくは委任した者が除去（埋立てを含む。）する。

昭和61年10月27日

土浦港港湾管理者の長

茨城県知事 竹 内 藤 男

沈廃船の位置及び隻数

土浦市港町2丁目4307番地先から同町1丁目4309番地先 14隻

●宅地建物取引業者の事務所の所在地の申出

下記業者については、事務所の所在地が確知できないので、この公告の日から30日以内に、茨城県知事に対し書書より事務所の所在地の申出を行つて下さい。

なお、期間内に申出がない場合は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条の規定により免許を取り消すことがあります。

昭和61年10月27日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 商 号 日吉商事株式会社
代 表 者 氏 名 田 中 重 定
事 務 所 所 在 地 取手市取手3丁目4番4号
免 許 番 号 茨城県知事(3)第2347号
免 許 年 月 日 昭和59年4月25日
- 2 商 号 有限会社 大郷開発
代 表 者 氏 名 川 又 政 二
事 務 所 所 在 地 勝田市大字高場字ホウエ下2247番地の1
免 許 番 号 茨城県知事(1)第3304号
免 許 年 月 日 昭和56年6月15日
- 3 商 号 中部開発株式会社
代 表 者 氏 名 友 部 利 光
事 務 所 所 在 地 勝田市大字高場1822番地の29
免 許 番 号 茨城県知事(2)第3089号
免 許 年 月 日 昭和60年10月27日

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和61年10月27日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
水戸市見川町字丹下二の牧2138番48
- 2 事業主の住所及び氏名
下館市丙一番
関彰商事株式会社
代表取締役 関 正 夫

●建築協定の認可

建築基準法（昭和25年法律第201号）第76条の3第2項の規定により建築協定を認可したので、同法第76条の3第3項で準用する同法第73条第2項の規定により次のとおり公告する。

昭和61年10月27日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 申請人 宇部市西本町1丁目12番32号
宇部興産株式会社
取締役社長 清水保夫
- 2 建築協定の名称 島名団地建築協定（第3工区の1）
- 3 建築協定区域の位置及び面積
高萩市大字島名字富士1642—2ほか
30,744.65㎡
- 4 建築協定の内容 高萩市役所において縦覧に供する。
- 5 認可年月日 昭和61年10月20日

●道路位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和61年10月27日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹内 精一

指定番号	指 定 日 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
石土木指令 第331号	61.10.17	高木きのい	結城郡八千代町 大字菅谷1177	結城郡八千代町大字菅 谷字権現山337番1, 同番8	メートル 4.50	メートル 96.50

雑 報

（住宅・都市整備公団つくば開発局）

●測量のための土地の立入り

住宅・都市整備公団法第47条第1項において適用する「土地区画整理法第72条第1項前段」の規定に基づき、次のとおり測量のための土地の立入りを行うので、公告します。

昭和61年10月27日

茨城県新治郡桜村竹園一丁目1387番地

住宅・都市整備公団つくば開発局

開発局長 松田 慎一郎

- 1 測量内容 現況測量（骨格測量，地形測量，地区境界測量）
- 2 立入期間 昭和61年11月1日から昭和62年4月30日まで
- 3 立入時間 日の出から日没まで
- 4 立入区域 茨城県新治郡桜村大字柴崎，上野，上境の各一部

正 誤

昭和61年10月23日付け茨城県報第7495号中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	行	誤	正
1	下から 4	11 月 <u>10</u> 日	11 <u>月</u> 4 日

~~~~~

★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

# 茨城県報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配布をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課あてお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）  
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 2, 0 0 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人  
発行所

茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所